

## 令和5年第11回栗原市教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和5年10月24日(火) 午後1時30分

2 招集場所 金成庁舎201会議室

3 出席委員

1番 只見直美委員      2番 蘇武徳行委員  
3番 久我一仁委員      4番 千葉みどり委員

4 説明のため出席した者

|             |       |
|-------------|-------|
| 教育長         | 千葉睦子  |
| 部長          | 鈴木学   |
| 次長          | 尾形寿美  |
| 次長          | 菅原健志  |
| 教育総務課長      | 佐々木一浩 |
| 学校教育課長      | 菅原主税  |
| 学校教育課副参事    | 佐藤千寿  |
| 社会教育課長      | 森和也   |
| 文化財保護課長     | 千葉長彦  |
| 教育研究センター所長  | 小野寺一浩 |
| 教育研究センター副参事 | 加藤忠   |

5 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐 高橋一人

6 出席点呼・開会

午後1時30分

教育長 本日、教育長及び教育委員は全員出席となっておりますので、直ちに会議を開きます。

7 教育委員会会議録の承認

教育長 3 教育委員会会議録の承認について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 (令和5年9月29日開催の令和5年第10回栗原市教育委員会定例会の概要を説明)

教育長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。  
(なしの声あり)

教育長

質問がないようですので、異議なしと認め、令和5年第10回栗原市教育委員会定例会の会議録は、承認することとします。

## 8 教育委員会会議録署名委員の指名

教育長

4 教育委員会会議録署名委員の指名を行います。

2番 蘇武委員、3番 久我委員 に会議録の署名をお願いします。

## 9 教育長報告

一般事務報告

教育長

5 教育長報告を行います。

一般事務報告について、定例会資料1をご覧ください。

第10回教育委員会定例会後の対応事業については、別紙1のとおりです。主なものを5点ほど報告いたします。

9月30日（土）、栗原市中学校新人体育大会が市内各所で開催されました。夏の中総体と同様で、他校の生徒と合同で出場する種目が多くあり、各学校の部活動が置かれている状況は難しいものがあると感じたところです。それでも、その競技に対する思いや、それを支える地域の方々の熱意などを感じながら、見てまいりました。

10月4日（火）、一迫幼稚園公開研究会が一迫幼稚園において行われました。最近では、教育研究センターの先生の指導が浸透ってきて、幼稚園の先生方の意識も非常に高く、それが実践に繋がっているということがわかる素晴らしい公開研究会でした。特に、体づくりということに力を入れていて、幼児期の子供について、体をつくることの大切さを改めて認識することができました。体を動かすことで園児達は体幹が鍛えられているので、しっかりとした姿勢で、座って授業を受けている姿が印象的でした。県内の学校の校長先生方もいらっしやっていて、「幼児教育は小学校教育の下請けではなく、幼稚園での教育にはそれぞれに意義がある」という話をされておりましたが、あらためて、参観されていた先生方も「なるほど」と納得する内容でした。

先週、東松島市で宮城県都市教育長協議会の会議があり、出席してまいりましたが、出席した各市の話を見ると、市立の幼稚園よりも、民間の幼稚園が多いため、幼稚園教育の状況把握や連携が難しく、なかなか課題の解決に繋がっていかないという話を伺いました。栗原市では、幼稚園長が出席する形での学校長会議だったり、また、保幼小連携の事業も展開しているので、あらためて、栗原市の連携の良さを感じましたし、これを生かして、課題の解決に繋げていかなければならないと思ったところでした。

10月11日（水）、高校生税の写真展審査会がありました。租税教

育として、標語や作文のほかに、最近では、写真で税の大切さを啓発する動きになってきているようです。非常に良い写真の応募があり、イオンや市役所の本庁舎で展示されるとのことです。高校生から見た税の大切さを表現した作品を見ていただければと思います。

10月13日（金）、学校部活動地域移行推進協議会の第1回目の会議がありました。国の動き、県の動きなどについて説明しましたが、地域の方々の立場からすると、これまで「地域移行」についての情報に触れる機会は多くなかったため、唐突感があり、まだ地域が部活動の受け皿になっていくという雰囲気ではありませんでした。団体ごとの受け止め方、それぞれの団体が進もうとしている方向性など、なかなか一つにしていくには難しいと感じたところでした。今後、さらに、ワーキングチームの会議などでの協議を経ながら、また、教育委員会としても協議を重ねながら、進めていかなければならないと思いました。

10月19日（木）、若柳ロータリークラブから若柳小学校に対し、車止めポールが寄贈されました。テープカットの式がありましたので、出席してまいりました。

以上、5つの行事について報告いたしましたが、その他については、資料3ページのとおりです。

児童生徒及び教職員の状況についても、資料記載のとおりです。4ページ・5ページは、9月分の生徒指導の概況ですが、前回よりも数値が増えてきているところも見受けられます。

私からの報告は以上となりますが、何か質問等はございますか。

久我委員

資料1の1ページにあるSNSトラブルについてお伺いします。男子児童がSNSに写真を投稿したという内容ですが、その際に使われた端末が学校のタブレット端末であれば、問題だと思います。使われたのが、個人のものなのか、学校のタブレット端末なのか、状況を教えてください。

教育部長

学校のタブレット端末は、学習専用ということで使用されているものです。基本的には、学習用アプリでのみ通信できるしくみになっており、仮に、家に持ち帰って、様々なサイトを閲覧しようとしても、自由には繋がらない設定になっています。例えば、タブレット端末そのものが持つカメラ機能などは使えますが、それで撮った写真などを投稿しようとしても、制限がかかっていますので、自由にSNSへの投稿はできないはずです。

学校教育課副参事

学校に確認したところ、学校のタブレット端末で撮った写真をそのタブレットの画面に表示させて、それを自分のスマートフォンのカメラで撮影して、スマートフォンからSNSに投稿したということのようです。

久我委員

今回の事案が氷山の一角ではないと良いのですが、これ以外にも、同じようなことが行われていないか心配されます。以前、タブレット端末を導入する際に、教育委員会の中でも話題となりましたが、私用に使わないよう指導を徹底するということでした。誹謗中傷などの温床にならないよう、定期的なチェックや指導をお願いしたいと思います。

それから、もう1点お伺いしたいのですが、9月になってから、授業抜け出しや授業妨害がかなり多くなっているようです。学級崩壊などが心配されますが、状況を教えてください。

菅原次長

授業抜け出しや授業妨害については、以前にもお話しましたが、保護者会を開き、また、保護者による見守り活動も行うようになり、かなり少なくなりました。今回、件数が増えた学年についても、すでに保護者会を開いており、今後、保護者による見守りを行うことになると思います。

授業抜け出しや授業妨害については、学級担任の力量によるところが大きいと言えます。今日も、実際に学校の授業を見てまいりましたが、あるクラスが集中してしっかりと授業を受けている一方で、その隣のクラスではガヤガヤしていることがあります。そのようなクラスに対しては、教頭、教務主任、主幹教諭の先生方がサポートして対応しております。

昨年、授業抜け出しなどが特に多かった学年がありましたが、1学年上がって、今年は、しっかり集中して授業を受けております。やはり、学級担任の取組み方や学校としてのその学年への支援体制の持ち方による部分が大きいと思います。学校の取組みによって、即時性はないかもしれませんが、そのように徐々に改善してきている状況にあります。

久我委員

今回、増えたものについても、改善に向かっていると捉えてよろしいですか。

菅原次長

学校も対応に取り組んでおりますので、改善に向かうものと思います。

千葉委員

資料1ページの児童生徒の状況の「その他」についてですが、ここ数カ月ほど、虐待関連の事案が報告されております。今回報告された事案のように、学校の先生が虐待の疑いがあることに気付いたことで対応できたようですが、先生が気付くことができない場合もあると思います。子供が直接相談できるような窓口にはどのようなものがありますか。

学校教育課副参事

県が設置する窓口として、SOSダイヤルというものがあり、毎年、年度初めにSOSカードを配布して相談窓口をお知らせしています。電話相談以外の方法として、今年度から、スマートフォンを使ってメールなどでも相談できるようになり、それらも含めてSOSカードとい

う形でお知らせしています。

教育部長

虐待の認知については、例えば、小学1年生などの場合は、自らアクションを起こして、誰かに相談するのは難しいと思われます。そのような小学校低学年の児童であれば、最も身近な味方である学級担任が子供の身体の様子を注意して確認していく必要があると思います。また、中学年以上になれば、逆に、恥ずかしくて先生に相談できないということもありますので、SOSダイヤルのように、外に相談したい人向けの窓口の周知を図っていくなど、児童の年齢に応じて対応していく必要があると考えております。

蘇武委員

学校の中でのことであれば、教育委員会が所管すると思いますが、家庭内での虐待など、学校外のプライベートで起きた事案については、どのような連絡体制になっていますか。例えば、市の子育て支援課に連絡するなどのシステムはあるのでしょうか。

教育部長

子育て支援課に直接連絡が入る例は稀だと思います。最終的には、子育て支援課に連絡が入り、DVなどの事案に関する専門のケースワーカーが対応することになりますが、そこに至るまでには様々なケースが考えられます。例えば、学校が虐待を認知し、学校から教育委員会に報告が入り、教育委員会から子育て支援課に繋ぐということもあります。また、場合によっては、問題のある家庭の近所のお宅から警察に通報があり、警察から子育て支援課に連絡が入って、その後、教育委員会に情報提供され、学校での子供の様子などについて情報共有するなどの例もあります。家庭、学校、教育委員会、警察などの連絡体制の中心に子育て支援課があるというイメージです。子育て支援課は、母子手帳の交付をはじめとして子育てに関する業務を行っておりますので、ケースワーカーの業務は、各子供のこれまでの成長に関する情報・家庭の情報などをファイル化して対応にあたっています。教育委員会と決定的に違うのは、子育て支援課では、直接的に警察と連携しているという点です。子育て支援課からの情報をもとに、警察がパトロールを強めたりすることもありますし、子供が危険な状態であるという場合には、ケースワーカーの判断で児童相談所に通報することもあります。

菅原次長

虐待については、学校長会議でも、毎月、話をしております。身近なところで「虐待があるかもしれない」という意識を先生方にもっていただくよう、校長先生方には指導をお願いしているところです。

教育長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

教育長

ほかには質問がないようですので、一般事務報告を終わります。

## 10 議事

教育長

次に、「6 議事」に入ります。事務局から議案の追加について、提案の申し出がありますので、発言を許可します。

教育総務課長

本日の議事に、議案第34号として「栗原市名木・古木の指定解除について」を追加いたしたく御提案するものであります。追加議案につきましては、配付いたしました定例会資料3の1ページから5ページまでであります。議案として追加いただき、御審議いただきますようお願いいたします。

教育長

事務局から、議案の追加について提案がありました。  
お諮りいたします。日程2 議案第34号として追加することについて、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、日程2 議案第34号として「栗原市名木・古木の指定解除について」を追加いたします。

教育長

それでは、はじめに、日程1 議案第33号 栗原市奨学生選考委員会委員の人事について、事務局に内容の説明を求めます。

教育総務課長

定例会資料1の6ページをご覧ください。  
議案第33号 栗原市奨学生選考委員会委員の人事について  
栗原市奨学資金貸与条例(平成17年栗原市条例第106号)第17条及び第18条第1項の規定により、下記のとおり委嘱する。

### 1 退任

退任日 令和5年3月31日 以下、表のとおりであります

### 2 就任

任期 委嘱の日から令和6年9月30日まで 以下、表のとおりであります。  
令和5年10月24日提出、栗原市教育委員会教育長であります。

本件につきましては、奨学資金の貸与の可否について必要な審査を行う選考委員会を委嘱するものであります。退任の表の4人の委員につきましては、人事異動等により退任となりましたので、新たに就任の表の4人の方を委嘱するものです。説明は以上であります。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長

それでは、原案のとおり可決することとしてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、日程1 議案第33号は、原案のとおり可決いたします。

教育長

次に、日程2 議案第34号 栗原市名木・古木の指定解除に係る諮問について、議案内容の説明を求めます。

文化財保護課長

本日追加資料として配布しております、定例会資料3の1ページをご覧ください。

議案第34号 栗原市名木・古木の指定解除について

栗原市名木・古木の保存に関する要綱第5条第2項の規定により、下記の名木・古木の指定を解除する。

- 1 名 称 瀬峰校のシダレサクラ
- 2 指定番号 名木・古木指定第2号
- 3 指定年月日 平成17年2月24日
- 4 樹 種 シダレザクラ
- 5 所在地 栗原市瀬峰藤澤字瀬嶺53番地3
- 6 所有者 栗原市
- 7 指定解除理由 シダレサクラの生育地近隣住民の生命の安全と財産の確保に対するという公益上の理由によるため

令和5年10月24日提出、栗原市教育委員会教育長であります。

2ページをご覧ください。

令和5年10月10日に開催されました栗原市文化財保護審議会から、令和5年10月19日付けで栗原市教育委員会教育長あての答申となります。

栗原市文化財保護審議会で審議した結果、近年の強風被害にみられる倒木の例や当該木が生育している立地に起因する近隣住民の危惧への対応策を講じる必要があるという意見が多数でありました。一方で、シダレサクラの現状については、「生育が健全で、容姿が優れており、市の象徴的樹木としてふさわしいもの」という要綱第3条第1項に規定されて指定基準から外れるものではないという意見も多数ありました。

以上のことから、栗原市文化財保護審議会としては、シダレサクラについて、要綱第5条第1項の規定に基づく指定の解除が適当であるという結論には至らなかったものの、近隣住民の意見を尊重し、その生命の安全と財産の確保に配慮した対応を当該木の所有者である栗原市に対して望むとの答申となりました。

4ページ・5ページをご覧ください。

ナンバー2の写真がシダレサクラの全体を写した写真となります。全体的に樹勢が良いことがわかりますが、ナンバー3の写真は、枝が折損している状況です。ナンバー4の写真では、樹木の付近に隣家の建物と塀の屋根が近接し、これまでも隣家に損害を与えております。このことから、近隣住民の意見を尊重し、その生命の安全と財産の確保に対するという公益上の理由により、指定を解除するものです。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

教育長  
蘇武委員

説明が終わりました。質問はございませんか。

資料3の2ページの答申書では、「要綱第3条第1項に規定された指定基準から外れるものではないという多数の意見があった」とあり、「要綱第5条第1項の規定に基づく指定の解除が適当であるという結論には至らなかった」という内容となっています。それでも切ろうということですが、どのような判断によるものですか。

教育部長

まず、基本事項を確認しますと、切る・切らないの判断については、木の所有者である栗原市が判断することとなります。一方、文化財保護審議会では、名木・古木の指定を解除するか・解除しないかについて審議することになります。

そもそも、名木・古木については、天然記念物のように法律等で定められ、指定されるものではありません。今回、議題となっているシダレサクラについても、法律等によるものではなく、合併前の旧瀬峰町時代に自治体の独自判断により町の名木として指定されたものです。

先日の審議会では、文化財保護審議委員の皆さんから、危険であることは認識できるとの意見を多数いただきました。しかし、木が枯れているなどの場合には指定を解除すべきだが、今回は、基準に照らし合わせても、枯れているわけでもなく、また、その兆候も見受けられない中であって、指定解除のための根拠もないことから、解除することは難しいのではないかと結論となりました。

したがって、審議会としては、指定を解除すべきという結論にはならないが、名木か否かにかかわらず、木の所有者である栗原市が、その危険性を勘案して、近隣住民の意向に沿った対応を行うことが望ましいということで、その旨意見を付して答申することとなったものです。

久我委員  
教育部長

地域からの反対などはありましたか。

市の管財課において、地域の方々に対して説明会を行い、意見交換を行ったようですが、その際には、危険なので切ってほしいという意見が多くあったとのこと。すでに学校もなく、人目に触れることの少ない木ということもあり、安全管理が難しく、なおさら危険であるという認識の方が多かったです。

教育長

ほかにご覧いただけますか。

(なしの声あり)

教育長

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、日程2 議案第34号は、原案のとおり可決いたします。



## 1 1 その他

教育長

7 その他 に入ります。

事務局から報告項目の追加について、申し出がありますので、発言を許可します。

教育総務課長

その他の報告項目として2件を追加いたしたく、説明いたします。追加項目につきましては、定例会資料3の6ページと7ページに記載しております2件であります。内容につきましては、後ほど担当課長から説明いたしますので、追加いただきますようお願い申し上げます。

教育長

お諮りいたします。説明のありました報告2件を追加することについて、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、7 その他 に報告2件を追加いたします。

それでは事務局から報告を行います。第15回山崎武司杯少年野球選抜大会について、説明をお願いします。

社会教育課長

定例会資料2の1ページをご覧ください。

はじめに、訂正があります。「7 場所」に記載のサン・スポーツランド栗駒の多目的グラウンドについては、「2面」使用する予定としておりましたが、参加者数などの関係から、「1面」で対応可能となりましたので、訂正をお願いしたいと思います。

それでは、第15回山崎武司杯少年野球選抜大会について説明いたします。11月3日(金)、山崎武司球場を会場に開催されます。参加チームは、県内の小学生選抜の9チームです。3チームごとに予選を行い、その後、決勝トーナメントを行う予定です。当日は、山崎武司氏もお出でいただくこととなっており、終了後には、交流会も予定しております。また、雨天の場合には、築館体育センターにおいて野球教室を行う予定としております。以上でございます。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長

次に、第9回栗原ハーフマラソン大会の最終申込状況について、説明をお願いします。

社会教育課長

定例会資料2の2ページをご覧ください。

第9回栗原ハーフマラソン大会の最終申込状況について説明いたします。11月12日(日)、若柳地区の栗原市ハーフマラソンコースにおいて開催いたします。第9回大会は、コロナ禍前の6種目に戻り、最終申込状況は、1,192人の参加で、市内参加者は222人となっております。以上でございます。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

久我委員

今回の参加人数は、コロナ禍前と比べてどのようになっていますか。

社会教育課長 コロナ禍前と比べますと、下回っている状況です。  
 教育長 ほかにございませんか。  
 (なしの声あり)

教育長 次に、令和5年度栗原市教育委員会関係行事について、説明をお願いします。

教育総務課長 定例会資料2の3ページをご覧ください。  
 11月分の栗原市教育委員会関係行事についてお知らせいたします。  
 13日(月)午後1時30分から、宮城県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会が宮城県庁で開催されます。出席者は、教育長、教育長職務代理者となっております。  
 30日(木)午前10時から、志波姫公民館開館式典を開催いたします。以上であります。

教育長 説明が終わりました。質問等ございませんか。  
 (なしの声あり)

教育長 次に、「令和6年栗原市二十歳を祝う会」の開催について、説明をお願いします。

社会教育課長 定例会資料3の6ページをご覧ください。  
 「令和6年栗原市二十歳を祝う会」の開催について説明いたします。  
 令和6年1月7日(日)、若柳総合体育館を会場に開催いたします。令和5年9月末現在で対象者は489人となっております。  
 記念アトラクションとして、ロンドンオリンピック金メダリストの村田諒太氏をゲストに迎え、自分と真摯に向き合い、生きる姿勢を学び、夢と希望と大人としての自覚をもってもらえるよう、20歳となった若者たちへのエールとなるテーマで講演をいただくこととなっております。以上でございます。

教育長 説明が終わりました。質問等ございませんか。

只見委員 感想ですが、二十歳を祝う会の対象者数が、令和4年と令和5年では600人台だったものが、令和6年には500人台を切って、489人ということで、こんなに少なくなったのかと驚いています。

教育部長 今後も少なくなっていくものと思われれます。ただし、ここに記載している令和6年の対象者数は、今現在の住民基本台帳上の人数となっております。対象となる方の中には、大学進学や就職で市外に出ている方もおりますので、このような市外の方は、今回の人数には入っておりません。実行委員会で参加申し込みを受け付けますので、今後、市外の方からどれぐらいの参加があるかによって、人数は変わってきます。

只見委員 例年、出席率はどれくらいですか。  
 教育部長 市内在住、市外在住をあわせて8割程度は出席していると思います。  
 教育長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

教育長 次に、令和5年度「心にきざむ 文化講演会」の開催について、説明をお願いします。

社会教育課長 定例会資料3の7ページをご覧ください。

令和5年度「心にきざむ 文化講演会」の開催について説明いたします。令和6年2月4日(日)、栗原文化会館を会場に開催いたします。「ステージⅣの舌ガンを乗り越えて生きる」を演題に、タレントの堀ちえみ氏を迎え、家族の大切さと命の大切さについて講演いただく予定としております。以上でございます。

教育長 説明が終わりました。質問等ございませんか。

(なしの声あり)

教育長 質問がないようですので、7 その他 を終わります。

## 1 2 次回教育委員会の開催日程

教育長 次回の教育委員会定例会の開催日程についてお諮りします。

令和5年11月24日(金)午後3時から開会したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、次回定例会は、11月24日(金)午後3時からの開催とさせていただきます。

## 1 3 閉会

教育長 以上をもちまして、令和5年第11回栗原市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時30分

## 1 4 本委員会の議決の次第は、次のとおりである。

日程1 議案第33号 栗原市奨学生選考委員会委員の人事について

日程2 議案第34号 栗原市名木・古木の指定解除について

この会議録は、書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和5年11月24日

会議録署名委員 \_\_\_\_\_

〃 \_\_\_\_\_